

# 大分県の鳥獣保護管理の現状

—鳥獣保護管理のあり方検討小委員会—

平成25年7月12日



県下一斉捕獲出猟式(大分県猟友会別府支部)

大分県 農林水産部  
森との共生推進室  
三ヶ田 雅敏

# 〔ニホンジカ〕 特定計画の実施状況と評価・課題

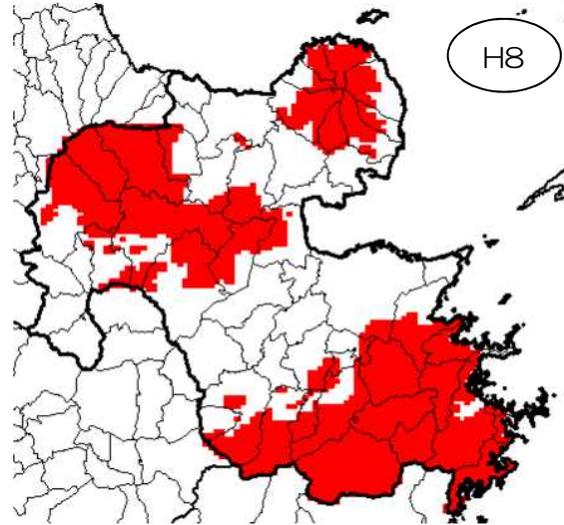
1期：H12.4.1～H15.3.31

2期：H15.4.1～H19.3.1

3期：H19.4.1～H24.3.31

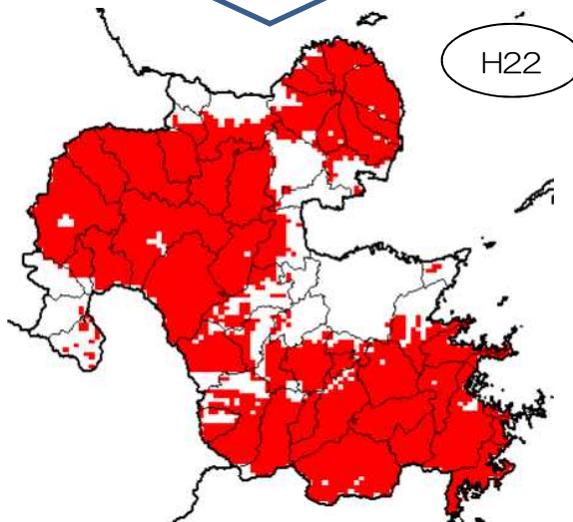
4期 H24.4.1～H29.3.31

生息分布域の変化



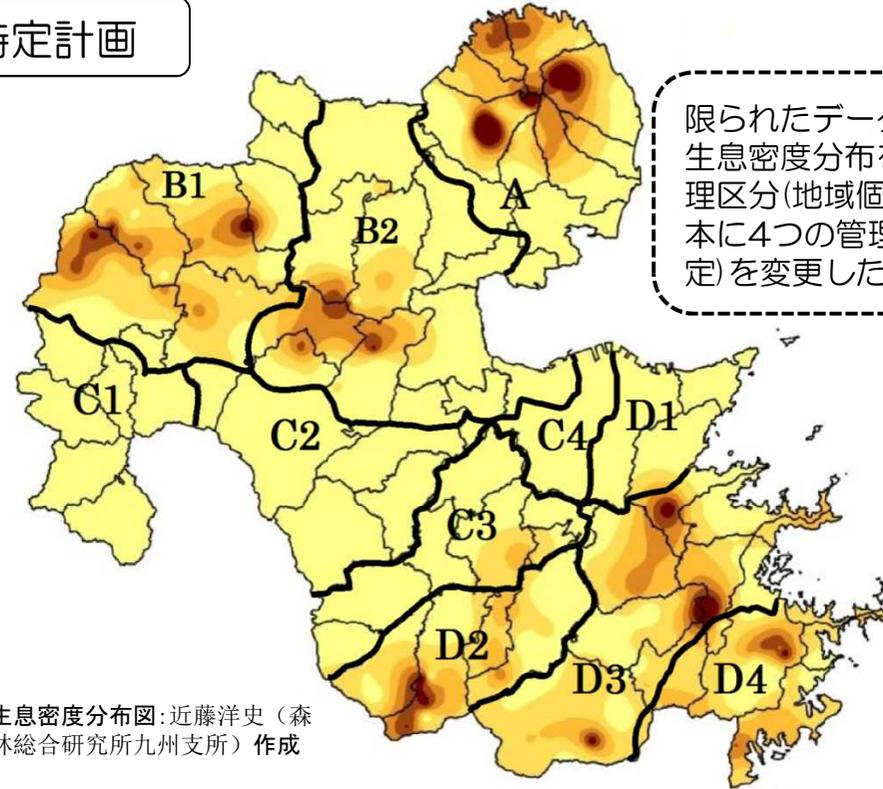
H8

(拡大)



H22

第4期特定計画



限られたデータに基づく生息密度分布をもとに管理区分(地域個体群を基本に4つの管理区分を設定)を変更した。

生息密度分布図:近藤洋史(森林総合研究所九州支所)作成

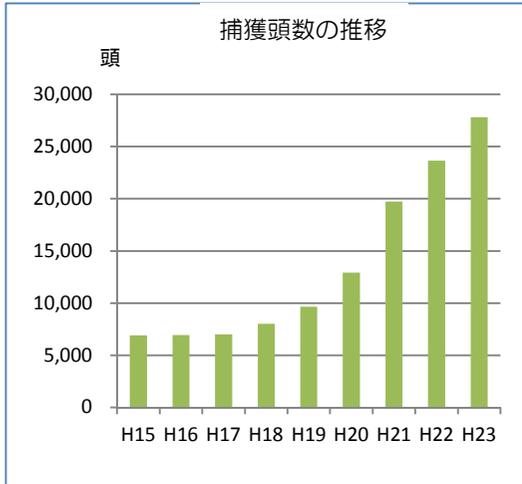
## 【目標生息密度】

県内分布の全域において 3頭以下/km<sup>2</sup> とする。

## 【狩猟規制緩和】

- ①狩猟期間を4. 5カ月とする(毎年11月1日～翌3月15日)
- ②1人1日あたりの捕獲頭数をオス、メスに関わらず無制限とする
- ③輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる捕獲を可能とする
- ④特例休猟区の制度を活用し、狩猟を可能とする

## 特定計画の実施状況

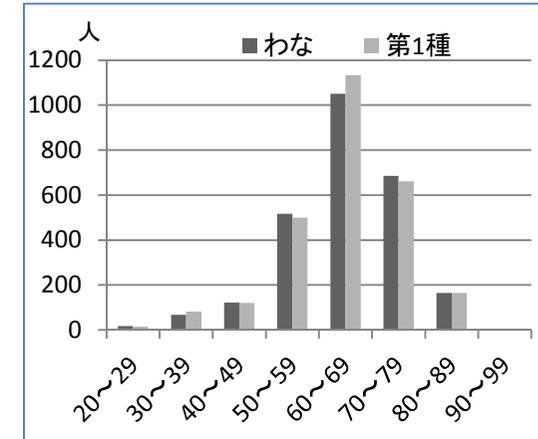


## 評価

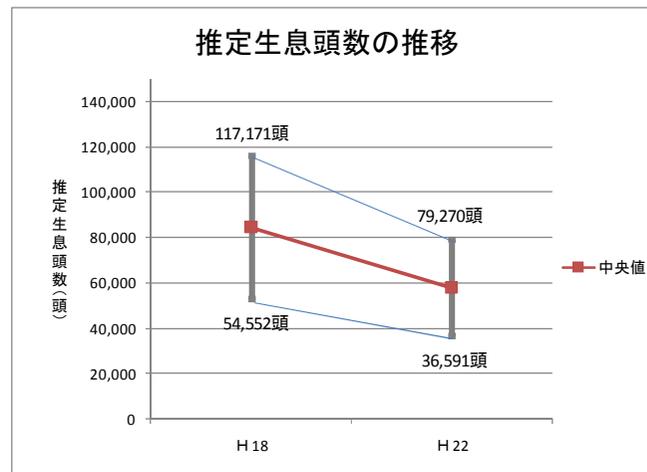
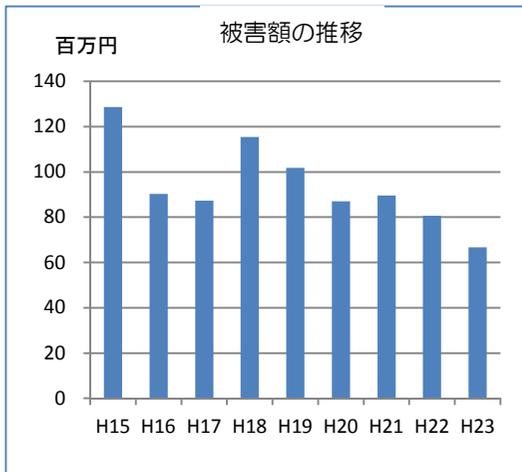
- ①特定鳥獣保護管理計画（第3次）により規制緩和を行った結果、捕獲数は年々増加し生息頭数は減少した。
- ②しかし、適正生息密度までは達成しておらず、生息密度の高い地域からの移住によると思われる、生息分布域の拡大が続いている。
- ③第4次計画においても、規制緩和を継続すると共に捕獲報償金等により捕獲圧を高め目標生息密度の早期達成を目指している。

## 課題

○狩猟者の減少と高齢化による捕獲圧の低下



狩猟者の年齢構成(猟具別：H23.4)



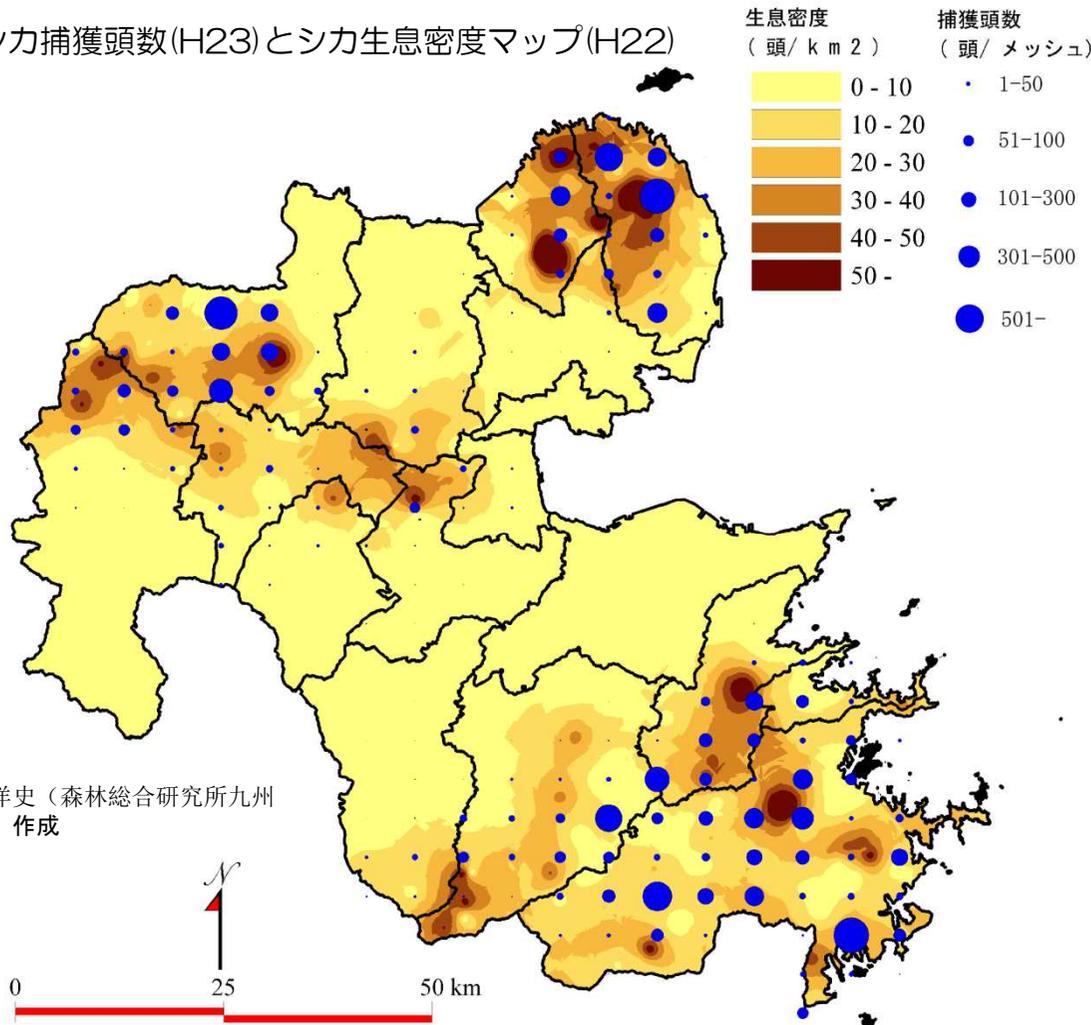
- ①生息密度調査が明らかに不十分であり精度・頻度を高めることが喫緊の課題
  - ・5年に1回の密度調査地点が固定的で生息分布域の変化に対応していない
  - ・国有林、自衛隊演習地、離農牧野等も調査対象としたいが予算上の制約あり
- ②県境域での捕獲圧の強化
  - ・県境を越えた移動に対応していない
  - ・九州シカ広域一斉捕獲と関連して実施



# シカの捕獲強化に向けた取組と効果

## 密度マップ等情報の見える化（2）

シカ捕獲頭数(H23)とシカ生息密度マップ(H22)



### 方法

#### 【捕獲データの活用】

- ①狩猟及び有害捕獲の捕獲頭数をメッシュ区分毎に整理（捕獲位置情報）。（前頁参照）
- ②捕獲位置情報と生息密度マップをマッチング。（見える化の推進）

### 見えてきたもの

- ①生息密度と生息範囲
- ②生息密度と捕獲圧の強弱  
生息密度が高い地域で、捕獲が進んでいない所が明確になった。

### マップ化で期待される効果

- ①生息範囲情報の共有  
→農林業における適切な被害防止対策の実施
- ②詳細な生息及び捕獲情報の共有  
→効果的な捕獲対策

### 具体的要望

- ①捕獲報告書(狩猟)の電子化の推進
- ②メッシュ報告の全県からの収集

# 〔イノシシ〕 特定計画の実施状況と評価・課題

## 特定計画の概要

1期 H15.4.1~H19.3.31  
 2期 H19.4.1~H24.3.31  
 3期 H24.4.1~H29.3.31

### 【目標】

被害額：8千万円以下  
 (H23年度：17千万円)

### 【狩猟規制緩和】

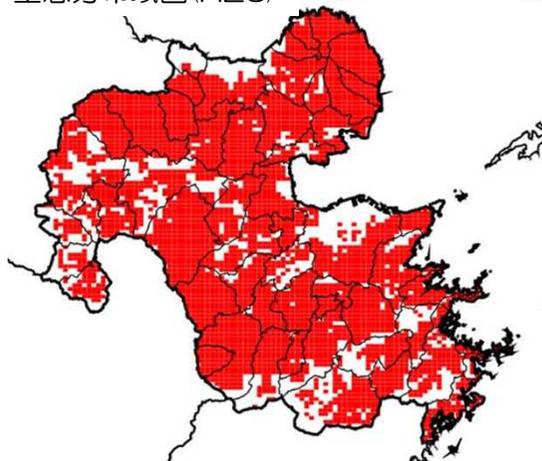
- ①狩猟期間を4.5カ月とする  
 (毎年11月1日～翌3月15日)
- ②輪の直径が12cmを超える  
 くりわなによる捕獲を可能とする
- ③特例休猟区の制度を活用し、  
 狩猟を可能とする

### 【捕獲計画】

- ①被害が発生した場所、もしくは  
 非常にその場所に近い地域で捕獲  
 を行うことを徹底する。
- ②イノシシによる被害状況や捕獲  
 位置など情報を収集すると共に分  
 析し、効果的な捕獲を推進する。

## 実施状況

生息分布域図(H23)



### ■実施体制

- 被害対策本部の設置  
 (H23.8.1～)
  - ・現地対策本部
  - ・市町村地域対策協議会
  - ・隣接県との連携

### ☆集落環境対策

- ・県内の被害集落は約1,800
- ・戦う集落づくりを推進
- ・被害「0」のモデル集落設置(41)
- ・全被害集落に啓発ポスター配布

### ☆捕獲対策

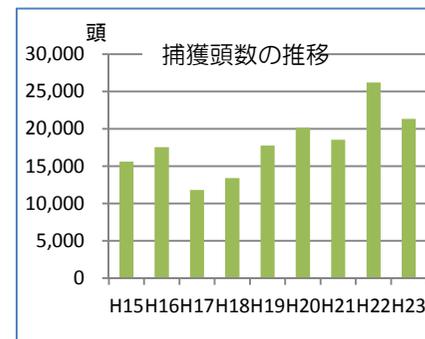
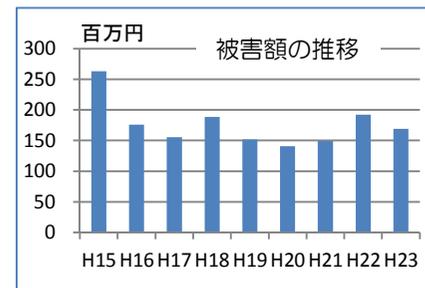
- ・捕獲報償金制度
- ・県内一斉捕獲(年3回)等の実施
- ・ワナ猟の普及(新規免許を取得し  
 易い環境づくり)
- ・若いハンターの育成確保

### ☆獣肉利活用対策

- ・大分狩猟肉文化振興協議会の  
 設立(H25.1)
- ・県内及び首都圏での販売促進
- ・加工処理技術の向上研修

## 評価

- ◆被害額：横ばい
- ◆捕獲頭数：  
 2万頭前後で推移



## 課題

- ◆ハンターの減少と高齢化
- ◆全被害集落への指導
- ◆精度の高い被害推定方法

# 自然環境部局と農林部局との連携

農林水産部  
森との共生推進室

- ◆鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律  
（狩猟・鳥獣保護・有害鳥獣対策等）
- ◆鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

生活環境部  
生活環境企画課

- ◆特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

連携

## •鳥獣害対策本部

- 本部長；副知事
- 副本部長；農林水産部長
- ◆構成：関係部審議監、局長、猟友会、農協、関係団体等  
関係市町、九州農政局、森林管理署
- ◆役割
  - ①被害防止対策の推進
  - ②捕獲対策の推進
  - ③情報の収集、提供等

## 課題

- 林家へのシカ分布状況の周知が不十分
- 振興局(地方事務所)で園芸担当、畜産担当と林務担当との情報共有
- 自衛隊演習場
- 希少植物・自然保護担当部局との情報共有

# 公的捕獲のあり方（1）

## 特措法による実施隊

### 1 現状と課題

- ・ 狩猟者の減少と高齢化
- ・ 有害捕獲班の編成に障害
- ・ 休日対応が中心
- ・ 捕獲活動が低下のおそれ

### 2 設置状況

特措法により県内17市町で「実施隊」を設置

(単位：人)

| 市町村数 | 構成員   |      |     |     | 狩猟免許取得者数 |       | 民間         |            |
|------|-------|------|-----|-----|----------|-------|------------|------------|
|      | 市町村職員 | 民間   |     | 計   | 銃猟免許     | わな猟免許 | 民間隊員の任命の有無 | 捕獲活動の実施の有無 |
|      |       | 猟友会員 | その他 |     |          |       |            |            |
| 17   | 135   | 12   | 0   | 147 | 20       | 31    | 3          | 3          |

### 3 具体例

＜T市実施隊の概要＞

- 実施隊構成 市町村職員3名+猟友会9名 計12名
- 主な活動 追い払い：サル、捕獲：サル、イノシシ、シカ H24計画 追い払い日数 137日 捕獲日数30日等
- 資格 銃猟者9名、わな2名
- 活動期間 6ヶ月（10月1日～3月31日）
- 活動の財源 鳥獣被害防止総合対策交付金 + 市費
- 緊急対応策  
隊員の携帯電話番号を広報により市民へ周知。  
直接市民からの出動要望に対応できるようになり、評価を受けている。

### 4 問題点

- 狩猟免許を持たない構成員の存在
  - ・ 特に市町村職員
- 民間隊員の人選
  - ・ 一部の猟友会員を選出すると、他の会員から不公平との意見がでる  
(狩猟税の一部免除、給与、優越性等)
  - ・ 出動命令を出すと、実施隊ではない仲間が必ず同行する。仲間の給与面等の扱いが難しい。
  - ・ 不公平感を無くすため、駆除班員全員を実施隊員とするよう要望があがり、市町が対応できない。

# 公的捕獲のあり方（2）

## 広域連携（県下一斉捕獲の実施）

### 1 目的

有害鳥獣に対する捕獲圧を高めるため、市町村や猟友会の協力を得て、県下一斉にイノシシやシカの捕獲を行い、有害獣による農林被害を軽減することを目的とする。

### 2 実施状況

被害を受けていない姫島村を除く17市町で実施



出猟式

### 3 実施結果

#### (1) 捕獲頭数

|     | 秋期(1日) |     |     | 春期(1日) |     |     | 合計   |     |     |
|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
|     | イノシシ   | シカ  | 計   | イノシシ   | シカ  | 計   | イノシシ | シカ  | 計   |
| H23 | 64     | 164 | 228 | 78     | 159 | 237 | 142  | 323 | 465 |
| H24 | 170    | 185 | 355 | 79     | 141 | 220 | 249  | 326 | 575 |

※ H24年度秋期は2回実施

#### (2) 出猟者数

|     | 秋期    | 春期  | 合計    |
|-----|-------|-----|-------|
| H23 | 951   | 912 | 1,863 |
| H24 | 1,565 | 893 | 2,458 |

※H24年度秋期は2回実施

### 4 報道記事

※大分合同新聞H23.10.17

農林業で深刻な課題となつてきている鳥獣被害対策として、イノシシ、シカの「県内一斉捕獲」作戦が16日、実施された。捕獲日を合わせることで獣の逃げ先を狭め、駆除の効率を高めることが狙い。県が呼び掛け、姫島村を除く県内17市町、

別府市では朝、市役所前でセレモニーがあり、県、市、市猟友会の関係者約40人が出席。小風茂副知事が「大きな成果を挙げましょう」などとあいさつ。猟友会のメンバーが7班に分かれ、鶴見岳の麓など市内4〜5カ所にてイノシシ、シカを駆除した。

県森との共生推進室によると、この日は県内で千人近い関係者が参加。福岡、熊本、宮崎など九州各県の合同捕獲も県境であった。大分県の昨年度の鳥獣被害は3億4600万円。イノシシ、シカは過去最高の約5万頭を捕獲した。

**初の県内一斉捕獲作戦**  
鳥獣被害対策、隣県と協力も

猟犬を連れて山に入る別府市猟友会のメンバーたち。16日午前、別府市

# 公的捕獲のあり方（3）

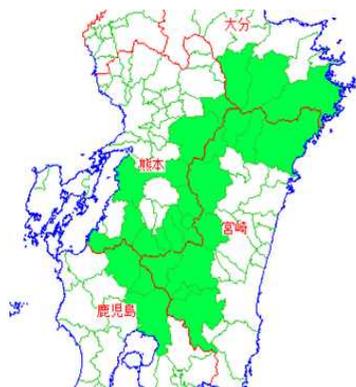
## 広域連携（九州シカ広域一斉捕獲）

①目的：県境を越えて分布するシカを、各県および九州森林管理局が連携して捕獲を実施する。

②重点区域  
県境域の多くを占め、日頃有害捕獲が進まない県境域の国有林。

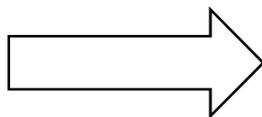
③今後の課題

国有林の体制整備は進んだが、メッシュ単位での捕獲情報の報告を実施していない県があり、捕獲位置情報を得ることができなかった。



九州脊梁山地シカ広域一斉捕獲  
(大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島)  
対象:シカ

拡充 福岡県参加

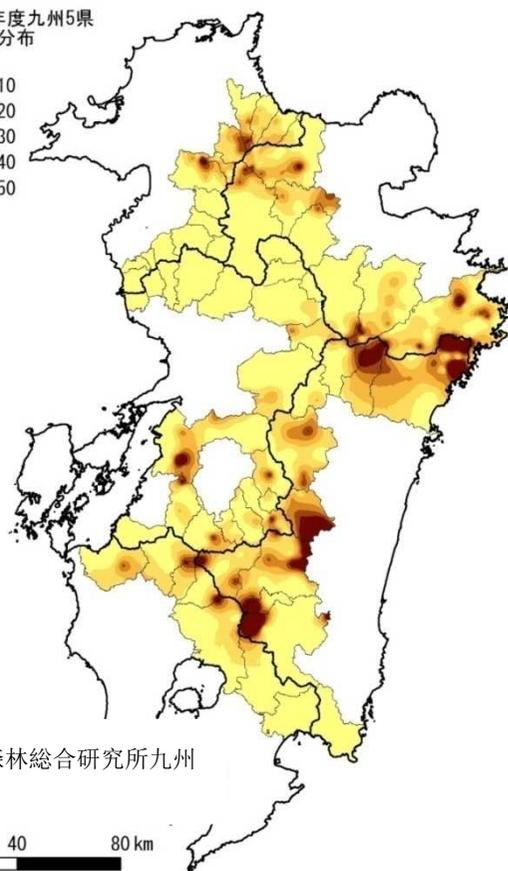
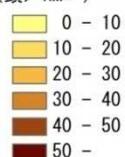


平成24年度に大分県の呼びかけにより従来の合同捕獲を統一。



三県合同一斉捕獲  
(大分県・福岡県・熊本県)  
対象:シカ、イノシシ

2010 (H22) 年度九州5県シカ生息密度分布 (頭/km<sup>2</sup>)



近藤洋史（森林総合研究所九州支所）作成

0 20 40 80 km

H24秋期(3日間)の捕獲実績

|      |       |
|------|-------|
| 福岡県  | 36 頭  |
| 熊本県  | 108 頭 |
| 宮崎県  | 93 頭  |
| 鹿児島県 | 46 頭  |
| 大分県  | 228 頭 |
| 合計   | 511 頭 |

○H25年度実施日

- ・ 秋期3日  
9月15,22,29日の日曜日
- ・ 春期2日  
3月23,30日の日曜日

九州シカ広域一斉捕獲

(県境の耶馬日田英彦山系・九州脊梁山地周辺)  
(福岡県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島)

# 鳥獣保護事業全般についての意見

## ①鳥獣保護区の特例化制度の新設

趣旨：特例休猟区の保護区版の創設

- 内容：
- 保護区に指定されているから被害が大きいので、保護区を廃止あるいは縮小して欲しいとの声が多いが、問題となっているのは特定鳥獣で、保護区の存在そのものではない。
  - 有害捕獲だけでは捕獲圧が弱く、狩猟においても捕獲することで、特定鳥獣の個体数を減少させることができる。
  - 特定計画を策定している地域では、保護区内でも特定鳥獣を狩猟で捕獲できるようにする。

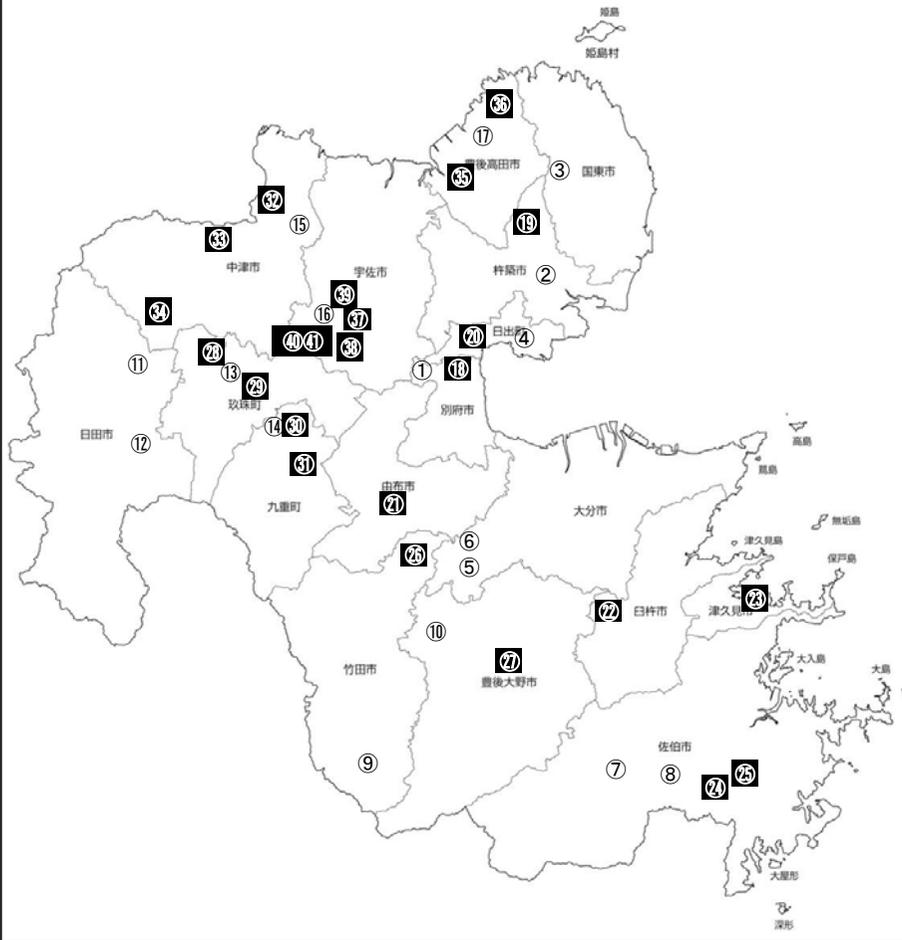
〔参考〕

被害ゼロを目指した戦う集落づくりのモデルとして重点地区を設置

重点地区位置図

(H25.3.27現在)

平成23年度指定： ①～⑰ 17か所  
 平成24年度指定： ⑱～④① 24か所



鳥獣被害現地対策本部選定の重点地区取組状況(H23)

| 年度  | 局  | 番号 | 重点地区名        | 被害の推移 | 捕獲対策                  | 特徴的な取組                  |
|-----|----|----|--------------|-------|-----------------------|-------------------------|
| H23 | 東部 | ①  | 別府市天間地区      | 減     | 狩猟者 1名<br>取得推進・猟友会と連携 | シカ対策としてネットで嵩上げ          |
|     |    | ②  | 杵築市大幡川地区     | 無     | 狩猟者 1名                | ワイヤメッシュ柵の折り返し施工に取り組む    |
|     |    | ③  | 国東市国見町畑地区    | 無     | 固い柵を設置<br>狩猟者 2名      | シカ対策として柵状部に有刺鉄線を施工      |
|     |    | ④  | 日出町中山地区      | 無     | 狩猟者 3名                | 竹田市・九重町などからの視察受入れ       |
|     | 中部 | ⑤  | 大分市野津原町上詰地区  | 無     | 狩猟者4名<br>(新規に2名)      | 暗視カメラによるイノシシの行動調査       |
|     |    | ⑥  | 大分市野津原町濕水地区  | 無     | 狩猟者2名<br>(再開)         | ワイヤメッシュの補強と嵩上げ          |
|     | 南部 | ⑦  | 佐伯市直川横川地区    | 無     | 狩猟者4名                 | 集落応援隊を活用した柵の設置          |
|     |    | ⑧  | 佐伯市大越地区      | 無     | 狩猟者5名                 | 小規模集落応援隊と干渉対の駆切り        |
|     | 豊肥 | ⑨  | 竹田市中角地区      | 無     | 狩猟者 4名                | 一年中、電気柵に通電することで被害がゼロ    |
|     |    | ⑩  | 豊後大野市朝地町北平地区 | 減     | 無(免許の必要性は感じていない)      | 隣接地区と共同で柵の管理を実施         |
|     | 西部 | ⑪  | 日田市熊ノ尾地区     | 減     | 狩猟者 5名<br>内新規 2名      | 花火で追い払い<br>(柵の一部が豪雨で被災) |
|     |    | ⑫  | 日田市天瀬町本城地区   | 無     | 狩猟者 1名<br>取得推進        | 柵の点検・修理をこまめに行っている       |
|     |    | ⑬  | 玖珠町長小野地区     | 無     | 狩猟者 1名<br>取得推進        | 独自で勉強会を実施               |
|     |    | ⑭  | 九重町中須地区      | 無     | 狩猟者 2名<br>取得推進        | イノシシ柵の上部に、シカネットを設置      |
|     | 北部 | ⑮  | 中津市三光上深水地区   | 減     | 狩猟者 2名<br>取得推進        | 集落営農組織により、協働で環境整備を実施    |
|     |    | ⑯  | 宇佐市院内町宮原地区   | 無     | 狩猟者 1名                | 柵の地際の管理に工夫を凝らしている       |
|     |    | ⑰  | 豊後高田市畑地区     | 減     | 狩猟者 1名<br>取得推進        | 雑木の伐採等環境対策に積極的          |

成果(H23)

- ・捕獲対策として、新規に狩猟免許を取得したり狩猟を再開するなどの動きが出ており、捕獲成果も上がり始めている
- ・平成23年度指定(17地区)では、12地区が被害ゼロを達成
- ・4地区がイノシシ柵にネットを使用してシカに対応できる柵に独自に改良した
- ・県内の他地区の先進地学習の場となっている